

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本ペイントホールディングス株式会社	コード	4612
提出日	2024/3/11	異動(予定)日	2024/3/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	原 壽	社外取締役	○														○		有
2	ピーター・カービー	社外取締役	○														○		有
3	リム・フィーホア	社外取締役	○														○		有
4	三橋 優隆	社外取締役	○											△					有
5	諸星 俊男	社外取締役	○														○		有
6	中村 昌義	社外取締役	○													△			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	—	原 壽氏は、40年以上の弁護士としてのキャリアを有し、多くのクロスボーダーのM&A取引に関与するとともに、様々な企業法務案件を手がけてきました。2011年にはChambers and PartnersよりChambers Asia-Pacific Lifetime Achievement Awardを受賞する等クロスボーダーのM&A取引に携わる弁護士として高く評価されています。弁護士としての多角的な視点からM&A取引やコーポレートガバナンス等の様々な取締役会での議論において、経営戦略の実現に向け、執行への適切かつ客観的な意見や助言を行いました。また、2020年からは指名委員長として、取締役会構成と執行体制における指名プロセスを継続的にリードしました。当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
2	—	ピーター・カービー (Peter M Kirby) 氏は、ICI Paints WorldwideのChairman and CEOやDuluxGroup (当時豪州上場企業、現当社子会社)のBoard Chairman等、グローバルな塗料業界で40年以上のシニアマネジメント経験を有します。その他、豪州最大の民間健康保険会社であるMedibank Private LimitedのChairman、Macquarie Bank & Group、Orica LimitedのIndependent Directorを務めました。当社の社外取締役就任以来、当社グループの戦略、グローバルな事業成長、業務運営の改善、人材育成に積極的に貢献し、また、2023年より監査委員を務め、リスク管理やガバナンス、業務管理に関する適切な助言を行いました。当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は20年以上当社グループの業務執行者の職になく、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として指定する予定です。
3	—	リム・フィーホア (Lim Hwee Hua) 氏は、シンガポール国会議員に当選以降、政府の複数の要職および大臣職を務めました。内閣入閣前は、政府の投資会社であるTemasek HoldingsのManaging Directorとして投資先企業の取締役就任に就任し、リストラクチャリングや海外企業との戦略提携を実現しました。その他、Kohlberg Kravis Robertsなどでプライベートエクイティに関する活動に従事してきました。同氏が有する幅広いネットワークおよび投資ファンドやスチュワードシップに関する豊富な知見と経験に基づき、投資案件や事業戦略について執行への的確な助言を行うとともに、取締役会に対しても新たな提起をし、その職責を果たしました。また、2023年より報酬委員長を務め、株主価値最大化に資する役員報酬決定プロセスを適切にリードしました。当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
4	<p>当社は、三橋優隆氏が過去に業務執行者であったPwCアドバイザリー合 同会社及びPwCあらた有限責任監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法 人）を含むPwC Japanグループとの間で、税務課題に係る支援を受ける等 の取引関係にあります。また、三橋優隆氏は、当社取締役会の諮問機関 として設置したガバナンス諮問委員会のアドバイザーを2019年12月31日 まで務めました。しかしながら、当該取引の金額は、いずれも当社の 「社外取締役の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般 株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しています。</p>	<p>三橋優隆氏は、監査法人PwC Japanグループで公認会計士として会計監査およびM&A 関連業務に長年携わり多様な経験を積んだほか、コンサルティング・ファームの代表 取締役としてESG・サステナビリティの観点から企業の長期価値創造に関する豊富な 経験を有しています。 財務会計やESG・サステナビリティ、リスクマネジメントに関する専門的かつ国際的 な知見および経験を活かし、執行に対して意見や適切な助言を行いました。また、 2020年より監査委員長を務め、Audit on Auditの枠組みを構築するとともに、会計監査 人および海外パートナー会社の会計監査を担当する現地監査法人との議論をリード し、グループガバナンス体制の強化等を執行へ提言しました。 当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期 待できるため、同氏を取締役候補者としてしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独 立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはない と判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予 定です。</p>
5	—	<p>諸星俊男氏は、グローバルエレクトロニクス企業である富士通株式会社の経営に参画 し、複数のグローバルIT企業および日本の上場企業の代表取締役社長として事業会社 の経営にあたりました。 グローバルな事業会社の経営経験に基づき、M&A後の統合プロセスの改革を執行に提 起、監督するとともに、IT戦略の構築においても的確な助言をしました。また、2020 年より指名委員および監査委員を務め、取締役会構成と執行体制の設計の提言や海外 事業に関するリスクファクターを執行へ指摘する等、その職責を果たしました。 当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期 待できるため、同氏を社外取締役候補者としてしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独 立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはない と判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予 定です。</p>
6	<p>当社は、中村昌義氏が過去に業務執行者であった株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ及び三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社）、またその兄弟会社である株式会社三菱UFJ銀行 との間で、資金調達等の取引関係にあります。しかしながら、同氏は、 同グループのすべての役職から退任してから既に10年以上経過している ことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断して います。</p>	<p>中村昌義氏は、米国大手投資銀行Lehman Brothers、Morgan Stanley等の投資銀行およ び三菱UFJ証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券）において、M&Aアドバイザ リー業務およびキャピタルマーケットからの資金調達の専門家として30年以上の豊富 な実務経験を有し、この間、多数の大型クロスボーダーM&A取引を成立に導いてきま した。 2021年より取締役会議長を務め、効果的なファシリテートにより取締役会での議論の 深化を牽引し、取締役会の実効性向上に貢献しました。2020年より筆頭独立社外取締 役として独立社外取締役の意見集約および執行への提言に加え、取締役会および各委 員会を繋ぐ包括的な役割を担いました。また、指名委員および報酬委員として取締 役会構成と執行体制やその報酬を設計する等、その職責を果たしました。 当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期 待できるため、同氏を社外取締役候補者としてしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独 立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはない と判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予 定です。</p>

4. 補足説明

当社は「社外取締役の独立性判断基準」を定め、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」及び当社ホームページにて公開しております。
<https://www.nipponpaint-holdings.com/sustainability/governance/cg>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。